

南相馬市公共施設再編個別計画【概要版】

序章 計画の策定にあたって（本編 P.1～）

1. 計画の目的・位置づけ

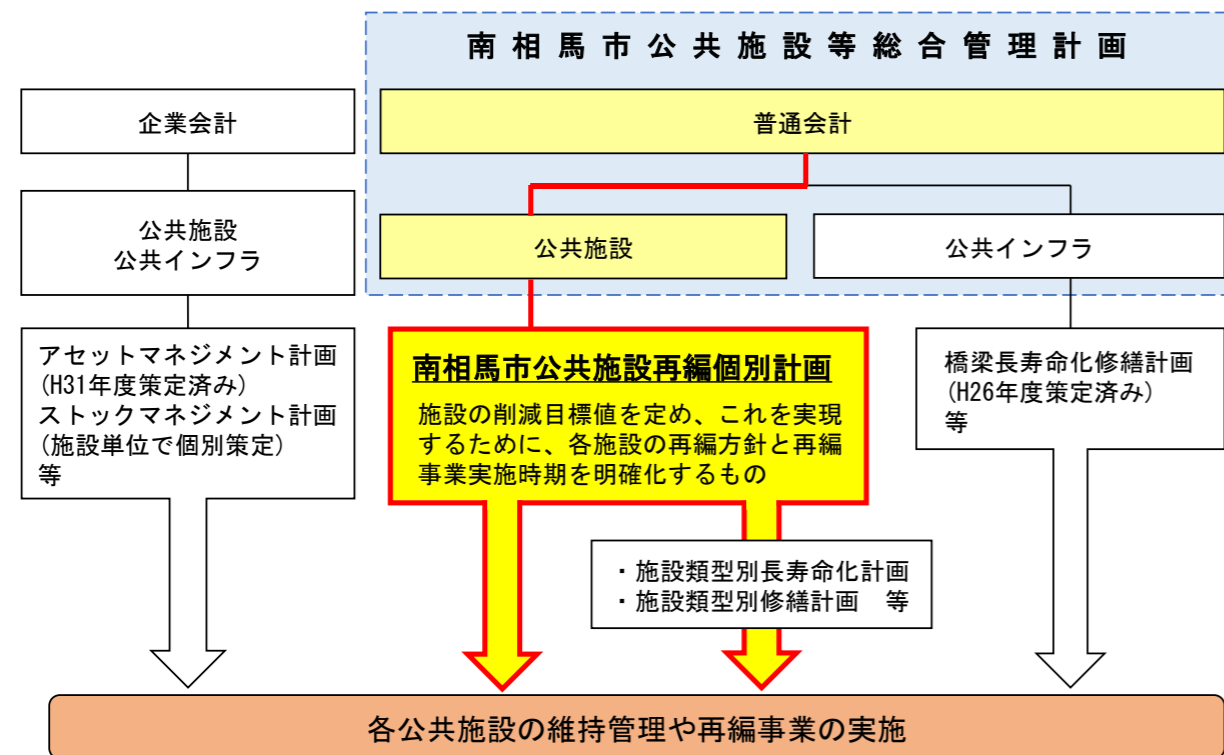
(1) 計画策定の目的

本市における公共施設及びインフラ施設の総合的かつ計画的な管理を行うための基本方針として、平成29年3月に策定した「南相馬市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の再編方針及び再編等事業の実施時期を定めるために本計画を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、施設の削減目標を定め、目標を実現するために、各施設の再編方針と再編事業実施時期を明確化するものと位置づけます。

南相馬市公共施設再編個別計画の位置づけ

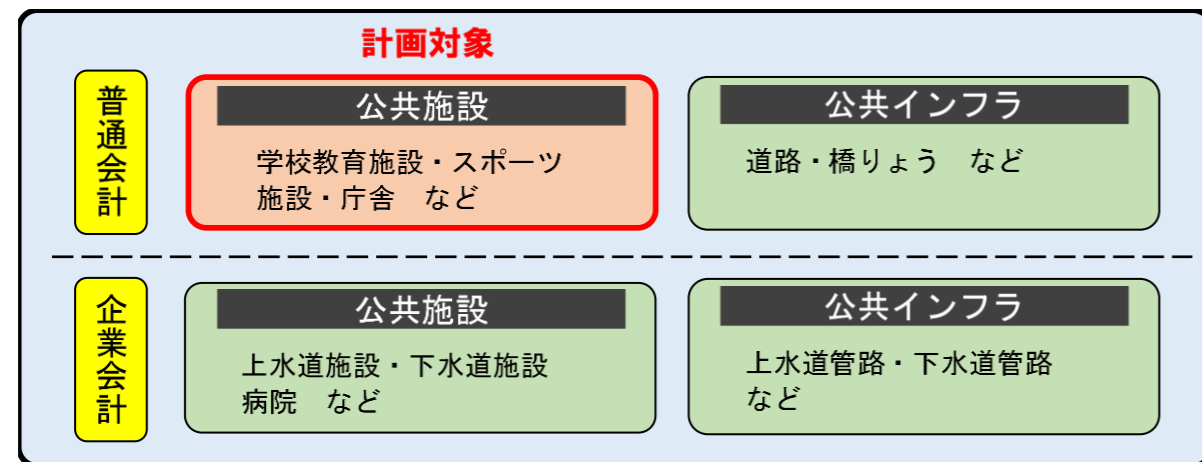


2. 対象とする施設

本計画では、普通会計の公共施設を対象とします。

普通会計における公共インフラ及び企業会計における公共施設・公共インフラは計画対象外とします。

計画対象施設



3. 計画期間

本計画における計画期間は、令和17年度までとし、施設再編等事業の実施時期を明確化するため、令和17年度までの期間を、1期（7年）、2期（4年）、3期（4年）、4期（5年）に区切り、各施設の再編方針を検討することとします。

加えて、本計画は現状に沿うよう定期的に見直すこととし、見直しの時期については「南相馬市復興総合計画」の見直し時期に連動する形で行ってまいります。

計画期間及び見直し時期

| 計画期間 (平成28年度)～令和17年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----|-----|-----|-------------------|-----|-----|-----|--------------------|-----|-----|-----|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 7年 (平成28年度)～令和4年度 | | | | 4年 令和5年度～令和8年度 | | | | 4年 令和9年度～令和12年度 | | | | 5年 令和13年度～令和17年度 | | | | | | | |
| 1期 | | | | 2期 | | | | 3期 | | | | 4期 | | | | | | | |
| H28 | H29 | H30 | R01 | R02 | R03 | R04 | R05 | R06 | R07 | R08 | R09 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 | R15 | R16 | R17 |
| | | | | ▲ 見直し | | | | ▲ 見直し | | | | ▲ 見直し | | | | | | | |

第1章 公共施設等総合管理計画における公共施設の現状と課題（本編 P.3～）

平成27年度末時点で所有する320施設に加え、公共インフラを全て更新していく場合、今後20年間における公共施設・公共インフラの更新等に必要な財源に不足が生じる見込みとなっていることから、公共施設等総合管理計画において、「公共施設の延床面積25%縮減」の目標を定めています。

第2章 公共施設の再編について（本編 P.5～）

1. 計画目標

延床面積の縮減目標を、1期：5%、2期：10%、3期：15%、4期：25%と段階的に設定し、各期で目標を達成しながら計画終了時点で延床面積25%縮減の最終目標達成を目指します。

2. 再編の対象施設

平成27年度末時点で保有する、普通会計における全施設
(施設数：320施設、延床面積：334,618.88㎡)

なお、平成28年度以降に整備した施設については、次回の見直しの際に計画に反映します。

3. 再編の基本方針

(1) 施設総量の最適化

- ①原則として、復旧・復興に資する施設以外の施設については、新規施設の整備を避け、統合、複合などによる既存施設の有効活用を図ります。
- ②施設の更新（建替え）の際には、既存施設との複合化・統合化を検討します。
- ③施設の統廃合にあたっては、地域の視点をもって、地域コミュニティ活動の継続を重視しながら集約化を進めていきます。

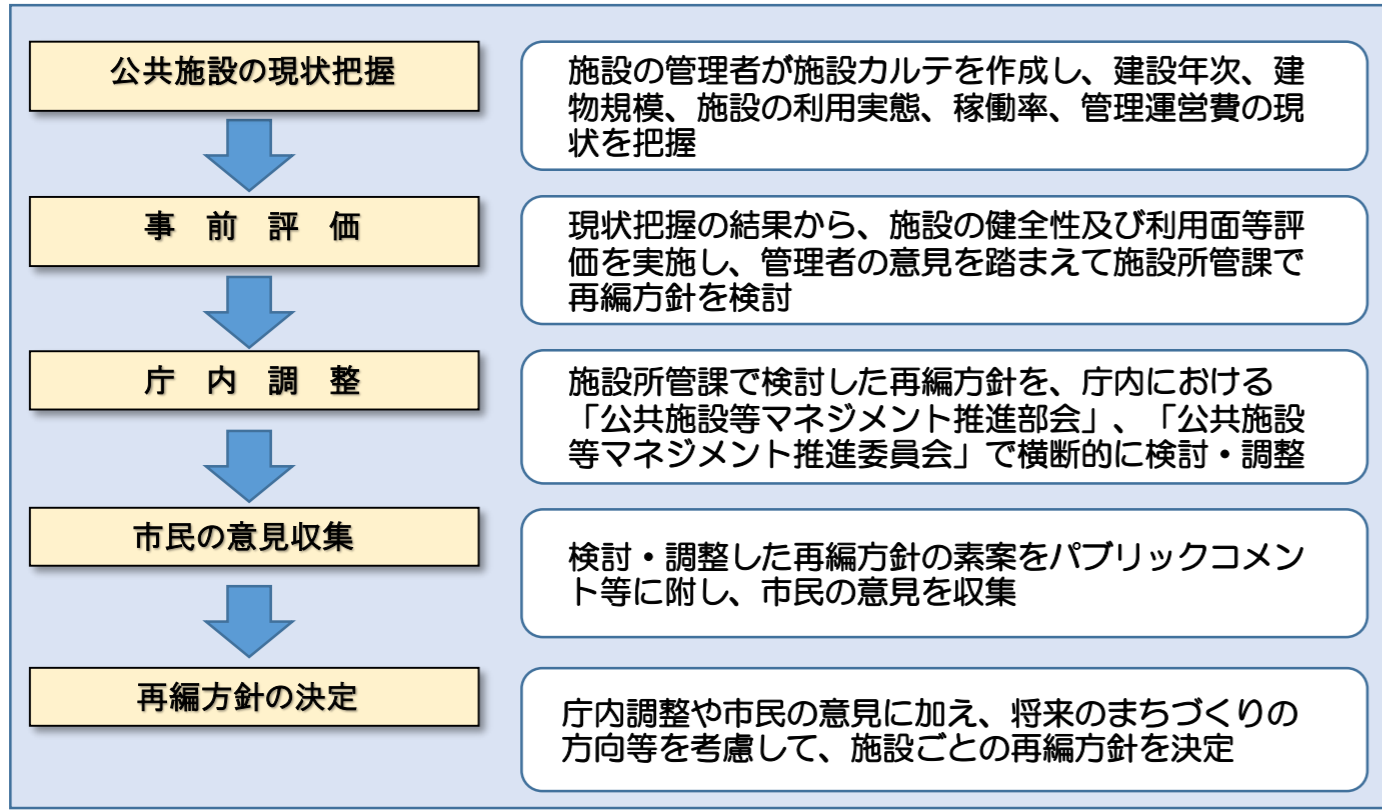
(2) 行政サービス水準の維持・向上

- ①公共施設総量の最適化により施設量が削減されたとしても、効率的な行政サービス提供のあり方を検討し、行政サービスの水準は、維持・向上するように努めます。
- ②施設の複合化・統合化にあたっては、施設の質の向上や新たな機能の付加を目指します。
- ③施設の機能の集約化にあたっては、移動手段としての公共交通網の充実等についても合わせて検討していきます。

(3) 公共施設の安全・安心を確保

- ①市民が安全に安心して利用できるように、建築経過年数を踏まえて日常的な点検を行い、的確に予防的修繕等を行っていきます。

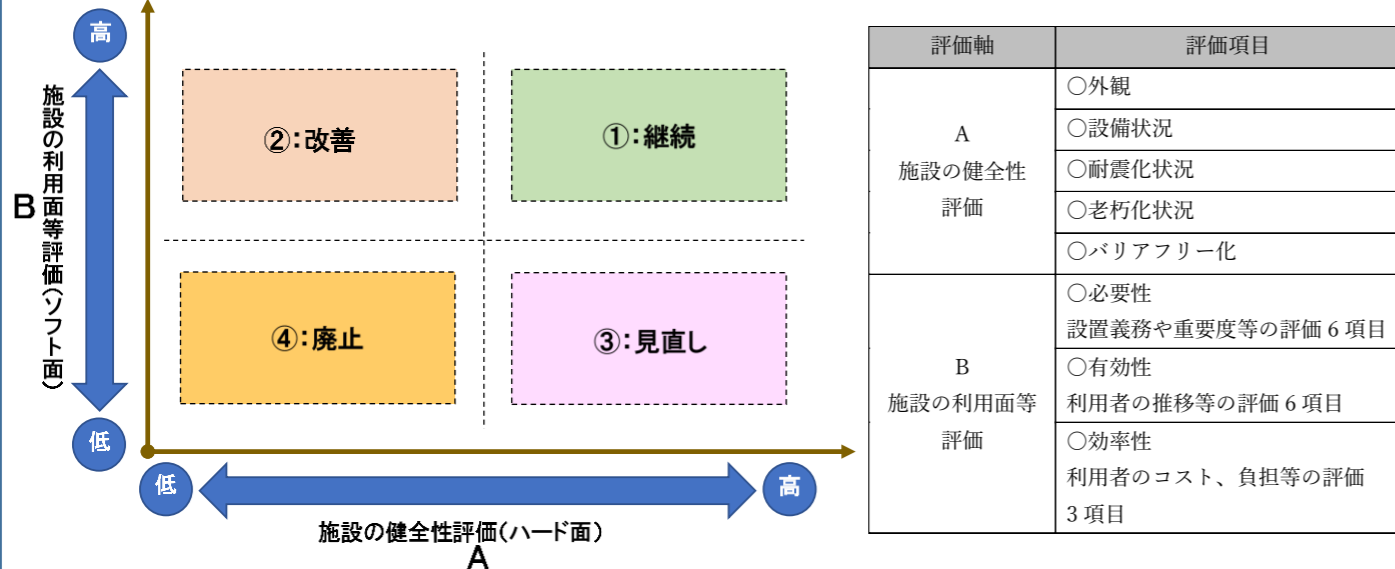
4. 再編方針決定までの流れ



第3章 公共施設の事前評価（本編 P.7～）

1. 事前評価の手法

各施設における健全性評価及び利用面等評価の実施結果から、①：継続、②：改善、③：見直し、④：廃止の4パターンにプロットし、導かれた基本的な再編パターンを踏まえて、施設所管課にて再編方針を検討します。



<事前評価の結果から導かれる基本的な再編パターン>

- ①：継続・・・継続
- ②：改善・・・複合（新設・移転）、統合（新設・移転）
- ③：見直し・・・譲渡、転用、複合（新設・受入）、統合（新設・受入）
- ④：廃止・・・廃止、複合（移転）、統合（移転）

第4章 施設類型別及び施設個別の再編計画（本編 P.10～）

施設分類ごとの全体的な再編方針及び各施設個別に再編パターンに基づく再編方針や再編の考え方を示すこととあわせ、計画の1期から4期に振り分けて記載することで、再編事業実施時期を明確化します。

○ 具体例（集会施設の場合）

【集会施設の基本的な方針】

集会施設は地域コミュニティ活動の核となる施設であるため、今後も施設を維持していきながら、必要に応じて地元行政区への譲渡を検討していきます。

| 番号 | 施設名称 | 面積 (㎡) | 施設管理課 | 代表施設年度 (西暦) | 構造 | カルテからの事前評価 | 再編方針 | | | | 再編方針の考え方(案) |
|----|--------------------|----------|-------|-------------|-----------|------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| | | | | | | | 1期 2016～2022 (H28～R4) | 2期 2023～2026 (R5～R8) | 3期 2027～2030 (R9～R12) | 4期 2031～2035 (R13～R17) | |
| 1 | 集会施設 | | | | | | | | | | |
| 1 | 小高コミュニティセンター | 285.62 | 生涯学習課 | 1984 | 鉄骨造 | 廃止 | | 複合 (移転) | | | 利用者が少ないことから、貸館機能等の類似施設への集約を検討していく。 |
| 2 | 小高生涯学習センター「浮舟文化会館」 | 2,496.21 | 生涯学習課 | 1999 | 鉄筋コンクリート造 | 継続 | | 継続 | | | 適宜、修繕、更新等の検討を行いながら施設を維持していく。 |

※本編P.12～に、全施設における再編方針を記載しています。

第5章 今後の進め方（本編 P.63～）

1. 計画の見直しと施設状況情報共有

現計画における公共施設の延床面積縮減率は、目標の25%に対して14.0%にとどまる想定となっていることから、再編方針が「継続」となっている施設についても、次期以降、耐用年限等を参考として統廃合を検討していくこととし、計画終了時点での延床面積縮減率25%の達成を目指していくこととします。

なお、現時点で再編方針の定まっていない施設（小学校、幼稚園・保育園）については、今後、社会情勢や市民ニーズをもとに個別の計画及び検討組織にて再編方針が決定されるため、これらの結果を、期ごとに行う見直しの際に本計画に反映します。

延床面積縮減率の目標値と想定値

| | 1期 (H28～R4) | 2期 (R5～R8) | 3期 (R9～R12) | 4期 (R13～R17) |
|-----|-------------|------------|-------------|--------------|
| 目標値 | 5% | 10% | 15% | 25% |
| 想定値 | 7.5% | 9.2% | 11.0% | 14.0% |

※現段階の縮減率想定値14.0%における、施設公費費用の縮減見込は111.6億円となります。

計画の見直しに当たっては、事業計画や各施設の劣化状況、利用実態等の基礎的条件から得られた結果を総合管理計画にフィードバックし、公共施設のマネジメントサイクルに沿って、施設全体をマネジメントするとともに、市民と情報を共有し、十分に市民の意見を反映することとします。

2. 施設有効活用の検討

本計画において廃止や機能移転により未利用となった施設については、市としての新たな活用策を検討し、市民に対して施設の活用法等について説明する機会を設ける等、情報共有を進め、市民意見の反映に努めていきます。市としての活用が見込めない場合は、民間への譲渡等、財産の処分を検討し、公共的団体等への譲渡にあたっては、必要に応じて支援策の検討も行っていきます。